

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２２年３月２６日

奈良県公安委員会

委員長 岡 本 好 央

奈良県公安委員会規則第３号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成３年１０月奈良県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「６８０人」を「６８１人」に、「７０３人」を「７０４人」に、「７２４人」を「７２６人」に、「２，４０９人」を「２，４１３人」に改める。

第３条第１項中「７３９人」を「７３７人」に、「２２６人」を「２２５人」に、「９６５人」を「９６２人」に、「１，６７０人」を「１，６７６人」に、「１，７９１人」を「１，７９７人」に、「２，４０９人」を「２，４１３人」に、「３４７人」を「３４６人」に、「２，７５６人」を「２，７５９人」に改める。

附 則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。